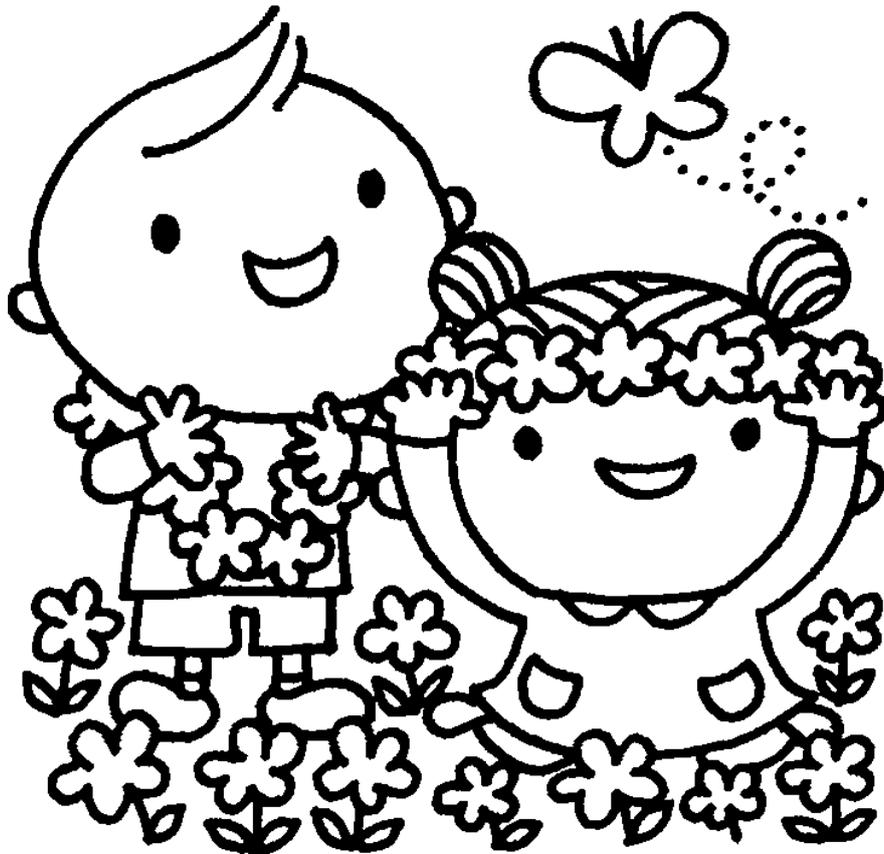


幼保連携型認定こども園

あいの三島こども園  
しおり

【令和8年度 重要事項説明書】

※幼保連携型認定こども園と保育園は、異なる施設ですのでご注意ください。



〒567-0022 茨木市三島町2-28

TEL (072) 622-2095

FAX (072) 622-0315

法人ホームページ

<http://www.aino-fukushikai.or.jp/>

# あいの三島こども園 重要事項説明書

## 1. 経営主体

法人名	社会福祉法人藍野福祉会（昭和52年7月13日設立）
所在地	大阪府茨木市東太田1丁目4番39号
電話番号	072-627-1901
代表者氏名	理事長 小山 康夫

## 2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	あいの三島こども園
施設の所在地	茨木市三島町2番28号
連絡先	TEL (072)622-2095 FAX (072)622-0315
園長氏名	石原 知美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする産休明けの生後8週間（健康診断の結果、健康であること）を経過し、小学校就学前の児童
利用定員	1号定員 10名、2号定員 85名、3号認定 65名
開設年月日	平成19年4月1日 幼保連携型認定こども園 平成29年4月
施設設備	構造 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,112.70㎡ 屋外運動場 744.50㎡
施設の内容	1階 0歳児から1歳児保育室、事務室、医務室、子ども用トイレ、大人用トイレ、調理室、遊戯室 2階 2歳児から5歳児保育室、図書室、子ども用トイレ、大人用トイレ

## 3. 職員の配置状況

職種・勤務時間	配置基準	常勤	非常勤	備考
園長 9:00~17:30	1	1		
副園長 9:00~17:30	1	1		
主幹(主任)保育教諭 9:00~17:30	2	2		本園での呼称は、「主任」
保育教諭 7:00~19:00	17	20	15	発達支援、延長保育の保育教諭含む
看護職員 9:00~17:30	1	2		
保育補助 7:00~19:00			2	
栄養士・調理員 8:00~16:30	2	3	1	
委託医 内科	1		1	藍野病院 高田町 11-18
委託医 歯科	1		1	藍野病院 高田町 11-18
薬剤師	1		1	アピス薬局 上新田 3-10-38

\*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職員数は変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

## 4. 利用定員

利用区分	0歳児	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定				3名	3名	4名	10名
2号認定				28名	28名	29名	85名
3号認定	12名	25名	28名				65名

## 5. 学級編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、次のとおりの編成を行います。

- ・1学級の園児の数は、35名以下を原則とします。
- ・学級は、学年の日の前日において、同じ年齢にある園児で編成します。
- ・学級は、3歳、4歳、5歳の各1学級とします。

## 6. 事業の目的

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、運営方針に基づき、教育、保育を提供します。

## 7. 運営方針

- (1) 子どもの健康と安全を基本とし、家庭と一体となり子どもの豊かな人間性を育てます。
- (2) 子どもの最善の利益を追求しながら教育・保育を行います。
- (3) 地域の子育てをしている全ての家庭に対して、子育ての相談に応じ助言を行い、地域で社会的責任を果たします。

## 8. 教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、総合的に指導します。また、教育及び保育活動を通し、「みんなと仲良く遊べる子」「意欲的に取り組む子」「よく食べ、よく眠り、心身ともに健康な子」「きまりや約束を守る子」を育てます。

## 9. 子育て支援事業

### ① 育児相談

実施曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く） 実施時間：10時00分～17時00分

育児相談員の資格をもった職員を配置。当園の職員だけでなく、作業療法士、理学療法士、理学療法士などの専門職、関係機関と連携した相談を行います。

### ② 延長保育事業

認定に係る教育及び保育時間以外に本園を利用する場合に、延長保育事業を行います。

### ③ 病児保育事業

本園に通所する園児が教育及び保育時間中に体調不良となった場合に、本園内において緊急的な対応を図るため、体調不良児対応型の病児保育事業を行います。

### ④ こども園体験

地域の親子等を対象に、こども園体験を行います。園児との交流や保育教諭、看護師、栄養士からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援します。

## 10. 開園日・利用時間及び休園日

本園の開園時間は、7時00分よりの入室及び19時00分までの退室となります。

利用区分	利用時間	休園日
1号認定	月～金曜日 9時00分～ 13時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土曜日及び日曜日、祝日</li> <li>● 夏季休業 8月10日～8月17日まで</li> <li>● 冬季休業 12月25日～1月6日まで</li> <li>● 春季休業 3月25日～3月31日まで</li> <li>● その他園長が必要と認めた日</li> </ul>
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～ 18時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日曜日、祝日</li> <li>● 年末年始 12月29日～1月3日まで</li> <li>● その他園長が必要と認めた日</li> </ul>
2号認定 (短時間)	月～土曜日 8時30分～ 16時30分	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～ 18時00分	
3号認定 (短時間)	月～土曜日 8時30分～ 16時30分	

- \* 2号、3号認定こどもの保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等の事情に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間の承認を行います。
- \* 教育及び保育の必要がある。または、やむを得ない事情がある場合には、休園日に教育、保育を行う場合があります。
- \* 災害や集団感染等の急迫の事情がある場合には、臨時休園とする場合があります。

## 1.1. 延長保育、預かり保育、時間外保育

	項目	利用内容	利用料
1号認定	預かり 保育料	7時00分～ 9時00分	10分ごと 250円
		13時30分～16時30分	月額上限 10,000円
	長期休業間	9時00分～13時30分	1日 1,500円
3歳児 クラス 以上	延長保育料 (短時間認定)	7時00分～8時30分	10分ごと 250円
		16時30分～18時00分	月額上限 10,000円
	延長保育料 (全園児)	18時00分～19時00分	10分ごと 250円 月額上限 10,000円
	時間外保育 (全園児)	19時00分以降の利用	10分ごとに 600円

- \* 市町村が定める副食費減額対象者は、副食費の徴収を除く。
- \* 天災を除き、公共交通機関の遅れが生じた場合も利用料が生じます。
- \* 19時00分を越える時間外保育の利用は認めておりません。時間外保育の利用が繰り返される場合には、転退園の対象となる場合がありますのでご注意ください。
- \* 本園の預かり事業は自主事業のため、預かり保育（1号認定利用者）は無償化の対象とはなりません。

### 保育時間、延長保育、預かり保育の利用について

#### ◆ 園の保育時間について

「開園日・利用時間及び休園日」及び「延長保育、預かり保育」の別表の通り、やむを得ない理由により、認定に係る保育時間以外に保育が必要な場合には、延長保育及び預かり保育（以下延長保育事業という）の利用となります。延長保育事業を利用される場合には、別途利用料が必要になります。

◆ 園が定める保育時間について

保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間の利用となります。

◆ 保育時間の決定について

必要な保育時間を決定するため、書類の提出をお願いいたします。

① 延長保育事業申込書（\*本園の様式）

ご家庭の状況や保護者の希望する時間をご記入ください。

② 入園に際し市町村へ提出した勤務先や入園理由等に変更があった場合には、以下のA又はBの証明書を提出いただきます。

A. 勤務（予定）証明書

就労証明書の写し（\*市へ提出される申込書類等）

B. 就労以外理由申告書《(A)の書類が提出できない方》（\*市へ提出される様式）

理由状況により、母子手帳、障がい手帳等・診断書・在学証明書等を確認させていただきます。

◆ 延長保育事業の種類

① 1号認定の預かり保育

やむを得ない理由等により、利用時間（9時00分～13時30分）の前後に本園の保育を利用される場合。

② 保育標準時間認定に係る延長保育

事前に延長保育利用の申し込みに必要な書類を提出後、本園の承認を得て18時00分から19時00分間の保育を利用する場合。

③ 保育短時間認定に係る保育時間

やむを得ない理由等により、利用時間（8時30分～16時30分）の前後に本園の保育を利用される場合。

◆ 延長保育事業の利用料について

「延長保育、預かり保育、時間外保育」の別表を参照ください。

◆ 延長保育事業の利用料請求について

延長保育事業を利用された場合は、各諸費用等と一緒に登録指定口座より引き落としにて

お支払いいただきます。

#### ◆ 延長保育事業利用の確認方法について

玄関に設置しております登降園受付機の登園時、降園時の打刻時間を利用時間として処理いたします。打刻が無い場合には、最長利用時間として処理されますのでご注意ください。

19時00分以降の延長は、入室時間の打刻ではなく、退室時間で処理されますのでご注意ください。

## 1 2. 食事の提供

- ・月曜日から土曜日まで、毎日手作りの給食を提供しています。  
ただし、行事等によりお弁当をご家庭で作っていただくこともあります。
- ・週3～4回は、手作りのおやつを提供しています。
- ・朝と3時のおやつに、牛乳又は野菜ジュースを提供しています。
- ・離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
- ・乳児の粉ミルクは、本園では、明治ほほえみを使用しております。  
なお、ミルクアレルギー等で他メーカーのミルクを希望の方は、ご相談ください。
- ・乳首は、子どもに合わせた物をご家庭でご用意願います。  
場合によっては、哺乳瓶もご用意願うこともあります。
- ・毎日の幼児食と離乳食を掲示しております。

## 1 3. 除去食の提供

食物アレルギーのあるお子様に関しましては、できる範囲で除去食を実施しています。  
(除去食の提供ができない場合には、弁当を持参いただきます)  
ただし、医師の診断書または指示書の提出を1年ごと（進級時）をお願いいたします。  
尚、その提出がなければ、除去食の提供はできません。

## 1 4. 保健

ご家庭で体調に変化があった場合には、必ずお知らせください。こども園の利用に際し、集団生活（他の子ども達と同じ活動）をできる事が前提です。子どもは、体調が悪くても集団に入ると思いのほか活発に遊び、体力を消耗します。登園前のチェック（検温、顔色、食

欲、咳や鼻水、湿疹や発疹等)を行った上で、登園をお願いします。また、発熱や湿疹、発疹、眼の異常(充血、眼脂)、嘔吐、下痢症状等がある場合には受診し、医師の指示を受けた後の登園をお願いいたします。

※朝、受診後に遅れて登園される場合、クラスの教育、保育時間への活動参加に支障があります。可能な限りお迎え後の受診をお願いいたします。

#### 【お子様を預かることができない場合】

- 登園時に37度5分以上の熱があるとき。

※解熱後、24時間以上経過するまでは登園不可。但し、発熱原因が風邪以外と診断されたものであり、医師から解熱後の登園許可がある場合には登園可能。

- 目の充血等、感染症の疑いがあるとき。
- 感染症が疑われる嘔吐、下痢症状等があるとき。
- 感染症(以下の表を参照)と診断された場合は、他の園児に伝染するおそれがありますので、本園で預かることができません。厚生労働省「2018年改訂版 保育所における感染症ガイドライン」の登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、医師記入の意見書の提出をお願いいたします。意見書の提出が不要の感染症につきましては、保護者記入にて登園申出書の提出をお願いいたします。

#### 【病後の注意事項】

何か変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせください。

- <例> ・家庭で怪我をした                      ・嘔吐や下痢  
          ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い      など

#### 【教育・保育中に体調が悪くなった時】

発熱以外でも全身症状を見て、降園依頼の連絡をする場合があります。

#### 【ワクチン接種の注意事項】…受ける時は、予防接種の種類を園にお知らせください。

こども園は、集団生活の場です。入園前に受けられる予防接種はなるべく済ませて病気を防ぎましょう。また、ワクチンによるアナフィラキシー反応や重篤な皮膚症状が報告されています。1回目の接種で異常がなかったとしても、2回目や3回目の方が副作用発現頻度は増えると言われています。原則、降園後の予防接種をお願いいたします。

### 【園での投薬について】

- ・本園では、原則お薬はお預かりいたしません。
- ・こども園へ登園する子ども達は、集団生活に支障がない健康状態にあり、園で薬を扱うことはありませんが、「発作が起きたら飲ませる」というような、やむを得ず使用が必要な薬については、医師の指示と保護者の承諾の上でお預かりする場合がありますので、ご相談ください。
- ・薬を預かる場合には、「医師の与薬指示書」、「保護者の申請書」の提出が必要となります。

### 【対象となるケース】

- ① けいれん予防のための抗けいれん剤
- ② 慢性疾患の定期薬、アトピー性皮膚炎などの外用薬
- ③ 食物アレルギーなどのアレルギー症状予防薬
- ④ 溶連菌感染症などの抗生物質

### 【感染性胃腸炎の対応について】

感染性胃腸炎の症状と予測される嘔吐、便等によって衣類等に汚れが生じた場合には、園で感染拡大防止の為、水洗い等を行わず、以下の対応を行います。

- ① 汚れた衣類等をビニール袋に入れ、袋を二重に閉じる
- ② 閉じたビニール袋をポリ手提げ袋に入れ、袋に名前等を記入
- ③ 感染性胃腸炎の対応等を行った旨をお伝えする

## 15. 感染症による「こども園登園停止期間の基準」について

こども園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子ども達への感染予防の為、登園の停止等を行っております。

医師の診断及び治療を受けられて、病気が軽快して他の園児に伝染のおそれがなくなりましたら、登園する際に「意見書」または「登園申出書」の提出をお願いいたします。

### 1. 医師に記入していただく意見書が必要な感染症

※医師の診断に従い、登園停止期間について意見書の提出をお願いいたします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過していること

インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により、感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸炎（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
アデノウイルス感染症	発熱等の症状が出現した数日間	発熱等の主な症状が消失した後2日経過していること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	—	症状により医師において感染の恐れがないと認められていること

備考 感染しやすい期間を明確にできない感染症については、（一）としている。

■ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の登園停止期間について

【例】発症日（発熱等症状が発現した日）を、0日と計算します。

☆インフルエンザ…発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日経過していること

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18
解熱、症状 軽快日	0日		解熱	解熱後1日目	2日目 解熱	3日目 解熱後1日目	登園可 2日目		3日目 登園可

☆新型コロナウイルス感染症…発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

\*無症状の感染者の場合、検体採取日を0日目として5日を経過すること

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18
解熱、症状 軽快日	0日		解熱	解熱後1日目			登園可 解熱後1日目		登園可

2. 医師の診察を受け、登園の可否の確認を行い、保護者が記入する登園申出書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているの で注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出している ので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹に浸出液がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のもの
細菌性胃腸炎(サルモネラ・カンピロバクター等)	—	症状により医師において、感染の恐れがないと認められていること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	—	症状により医師において、感染の恐れがないと認められていること

備考 感染しやすい期間を明確にできない感染症については、(—)としている。

### 3. 本園の判断で登園や保育内容を見合わせていただく感染症など

感染症	登園保育内容を見合わせて頂く場合	登園、保育内容の再開めやす
アタマジラミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄生数が多い</li> <li>治療の協力が得られない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄生数が少なくなる</li> <li>適切な治療を行っていること</li> </ul>
伝染性軟属腫(ミズイボ)	・イボを掻きこわし、傷から滲出液が出ている場合	・傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること

## 16. 利用料金

以下の利用料金をお支払いいただきます。お支払い方法については、本園の請求システム上、ゆうちょ銀行の口座より引き落としを行います。尚、保育料等の利用料金の支払いが1か月以上滞納し、支払相談及び督促等に応じない場合には、市町村と協議し、事前に解除する旨を通知後、利用契約を解除することがあります。

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料：0, 1, 2歳児)

特定教育・保育に係る利用者負担の金額は、保護者の居住する自治体が決定いたします。尚、特定教育・保育に係る利用者負担の金額は、本園にお支払いいただきます。

#### (2) 教育、保育の提供に要する実費に係る利用者負担

以下の内容及び別表に掲げる準備用品の費用を負担していただきます。(振込手数料を含む)

- ・ E C C 授業料 (3歳児以上) …月額 500円
- ・ 音楽指導授業料 (3歳児以上) …月額 300円
- ・ 雑費：ペーパータオル代 (全園児) …月額 300円
- ・ 延長保育事業利用料 (利用者のみ)

※詳細は、「保育時間、延長保育について」(3、4ページ)をご確認ください。

- ・ 布団リース代 (利用者のみ。5歳児は12月まで。但し、土曜日登園される場合は3月まで。) …月額 1,380円

- ・ 主・副食費・おやつ代 (1号認定利用者のみ)

…月額 主食費 2,000円 副食費 5,900円

※預かり保育を利用し、おやつを提供する場合には、1日40円を別途徴収します。

- ・ 主・副食費代 (3歳児以上) ※2歳児以下の保育料には、主食費代が含まれています。  
…月額 主食費 2,000円 副食費 6,700円

- ・ 主・副食費の減額

下記要件の場合、1号認定者は、給食費7,900円、3歳児クラス以上は、8,700円から、給食費を減額します。

- ① 同月内の利用が無い場合、全額減額
- ② 同月内に15日以上連続して欠席の場合、半額減額

- ・ 開所時間を越える延長料金 (閉園後、19時より) …10分ごとに600円
- ・ その他、スポーツ振興会費、遠足等の行事により費用を徴収する場合があります。

### (3) 領収書の発行について

領収確認の翌月、10日前後に当月請求書と合わせて領収書を発行いたします。  
領収書の再発行は行いませんのでご注意ください。

## 17. 利用の開始及び終了

本園を利用する場合及び終了する場合は、次のとおりになっております。

### 【入園について】

- ① 1号認定の子ども

本園に直接お申込みください。定員を超える利用希望があった場合には、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定いたします。

- ・兄弟姉妹が在園している者を優先する。
- ・その他の者は抽選後、面接により選考する。

## ② 2号、3号認定の子ども

保護者の居住する自治体に利用申込書を提出してください。申込者が多数の場合には、茨木市の利用調整及び選考基準により入園が決定いたします。

## ③ 入園の内定後

入園内定後に面接（健康診断等の提出書類が必要）を行います。面接時等に虚偽の申し出があった場合や本園での教育及び保育を行うことが困難な場合には、内定を取り消す場合もございます。

### 【退園、休園について】

- ① 退園及び転園が決定した場合には、速やかに退園届の提出をお願いいたします。
- ② 保護者の居住する自治体が定める支給要件に該当しなくなった場合。
- ③ 利用料（保育料及び実費に係る利用者負担金）支払いが1ヶ月以上滞納され、支払相談及び督促等に応じない場合、利用契約を解除することがあります。

### 【修了について】

この幼保連携型認定こども園の教育課程を修了した者は、修了証書を授与します。

## 18. 慣らし保育について

集団生活の経験のないお子様はもとより、経験のあるお子様でも環境が変わり、違った顔ぶれの中で過ごす1日は大変長く、重荷になるものです。その不安と疲労を軽減する為、本園では「慣らし保育」（約1週間）を行います。入園式の翌日（初日）は、9時00分から1時間～2時間迄とし、次の日より、少しずつ時間を延ばしていきます。尚、児童の状況により、慣らし保育の短縮や延長をお願いする場合がございます。

## 19. 産休・育休中の保育、仕事がお休みの日の保育時間について

産休・育休期間中の保育時間は、9時00分から16時00分までの間、平日（特別保育期間を除く）のみとしており、土曜日は原則お断りいたします。

体調がすぐれない日や、保護者の方のリフレッシュのために、お子さんをお預かりいたします。

この場合の保育時間も同様（9時00分から16時00分まで）になります。尚、やむを得

ない事情等により、保育時間の延長、延長保育が必要な場合は、事前にご相談ください。

## 20. 土曜日保育利用時の就労証明書の提出について

行政の定める運営基準に基づき、利用対象及び利用状況の確認を適切に行うため、土曜日保育を利用される場合は、利用月ごとに園指定様式の「土曜日保育利用希望申請書」を、利用月の前月25日までに提出をお願いいたします。

## 21. 特別保育期間、協力依頼日について

8月8日(土)～8月15日(土：弁当日)、12月25日(金)～12月28日(月：弁当日)、1月4日(月：弁当日)の特別保育期間中、及び3月31日(水：弁当日)の協力依頼日は、ご家庭でどなたかがお仕事がお休みの場合、及び産休・育休中の方は、ご家庭で保育をお願いいたします。

## 22. 連絡帳について

ちゅうりっぷ組(0歳児)、ばら組(1歳児)、さくら組(2歳児)につきましては、キッズビューアプリでの連絡交換となります。職員が登園後すぐに確認できないこともありますので、ご家庭での様子で気になることがございましたら、アプリの連絡帳記載だけでなく、口頭でも保育教諭へお伝えください。また、本園での様子などについて、連絡帳に記載できない場合もございます。この場合は、お迎え時や電話などで、口頭でお伝えいたします。

こすもす組(3歳児)、ひまわり組(4歳児)、すみれ組(5歳児)につきましては、連絡帳はお願いいたしません。希望される場合は、キッズビューアプリにてお知らせください。

但し、連絡帳による相談内容やお子様の本園での様子などについては、基本的には口頭でお伝えいたしますことをご了承ください。

## 23. 教育、保育参観と個人懇談について

平日の教育、保育設定時間に、お子様の園での様子をご覧いただけるよう、参観日を設けます。ご家庭で複数名の方の参観を希望される場合、同日の参観はご遠慮ください。感染症の流行により、急な中止となる場合があります。個人懇談につきましても、園での様子やお子様の成長についてお伝えするとともに、ご家庭での様子やご心配な点などをお伺いする機

会と考えております。できる限りご参加いただきますようお願いいたします。

## 24. カメラ等の撮影について

園児、職員の許可を得ないカメラ等での撮影、参観時の撮影を禁止しております。撮影された映像等は、撮影された本人の許可なく、SNS等への掲載は「プライバシー保護・個人情報」等の問題が生じます。

本園では、撮影を可能とする園行事のみ、ご家庭でのお子様の成長記録としての撮影を可能としております。SNS等の利用が当たり前となりつつある昨今、犯罪等から守るために厳守ください。

## 25. その他…以下の場合には、必ずお知らせください。

### ① 就労先を辞めた時、変更があった時

緊急連絡時に困りますので、すぐにお知らせください。

市役所に就労変更を知らせます。所定の用紙の提出をお願いします。

### ② 住所、電話番号が変わった時

本園と茨木市役所保育幼稚園事業課に連絡してください。

### ③ 保護者が変わった時、妊娠された時

すみやかに園長にお知らせください。所定の用紙の提出をお願いします。

### ④ お迎えの方（送迎者）が変わった時

保護者以外の方が迎えに来られる場合は、事前にお伝えください。

連絡がない場合には、お子様をお渡しすることができません。

尚、中学生以下の方のお迎えは、降園時の安全面からもお断りいたします。

### ⑤ 急な用事で遅くなる時

残業や急用で遅くなる場合には、必ずご連絡ください。

### ⑥ 欠席、遅刻の時

欠席や遅刻の際は、9時00分までに、必ずキッズビューアプリでの連絡をお願いいたします。遅刻の場合は、10時30分までに登園してください。

## 26. 要望、苦情等に関する相談窓口

本園に対してのご意見、ご要望を受け付けています。お気づきのことがあれば、ご遠慮なくお伝えください。

(ふれあいポストも、ご利用下さい。尚、回答を希望される方は、氏名の記入をお願いいたします。)

ご意見等につきましては、職員誰でもご意見を賜りますが、担当者を設けておりますのでお知らせします。

本園の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 田中 亜紀、藤田 恵子</li> <li>・解決責任者 石原 知美</li> <li>・ご利用時間 9時00分～17時00分(月～金)</li> <li>・電話番号 072-622-2095</li> <li>・FAX 072-622-0315</li> </ul>
---------	---

運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス苦情解決委員会</li> <li>・電話番号 06-6191-3130</li> <li>・FAX 06-6191-5660</li> </ul>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木村 修治 06-6376-4483</li> <li>・京極 孝夫 072-641-2298</li> </ul>

## 27. 非常災害対策

[茨木市に暴風、大雨特別警報、避難命令がでた場合]

6時30分の時点	暴風、大雨特別警報、避難命令(以下、暴風警報等という)が出ている場合は、休園になります。ご自宅で待機してください。
12時00分まで	<p>正午までに暴風警報等が解除された場合は、開園します。</p> <p>(登園される方は、必ず園に連絡をしていただいてから、登園してください。)</p> <p>8時00分以降の解除後は、お仕事の方のみの登園とさせていただきます。その際、給食の提供ができないため、お弁当、離乳食をご持参ください。</p>
登園後	登園後に暴風警報等が発令された場合は、降園となります。

※暴風警報等の発令が予測される場合には、余裕のある行動をお願いいたします。

【茨木市で震度5以上の地震が発生した場合】

閉園中	・園舎等安全確認が終えるまでは、園児の受入を停止します。
-----	------------------------------

開園中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所を避け、園庭等に避難を行います。</li> <li>・園舎の安全確認が終わるまで、園児の受入を停止します。</li> <li>・交通機関やライフライン（電気、水道、ガス、通信等）停止等の被害が生じている場合には、速やかなお迎えをお願いいたします。</li> </ul>
-----	---

#### 【地震・火災による避難場所について】

園や周囲に火災が発生、その恐れがある時。又は、園舎の被災が大きく危険であると判断した時には、避難を行います。

\* 第二次避難場所（火災、破損等により園舎が危険な状態の場合移動）

\* 第三次避難場所（保護者に引き渡すまでに時間を要する場合移動）

第1次避難場所	園庭	三島町2-28	072-622-2095
第2次避難場所	三島小学校	三島町3-13	072-624-5261
第3次避難場所	三島丘第三児童遊園	三島丘2丁目5番街区	

#### 【避難先の表示について】

- 園を離れる場合は、行き先がわかるように門扉に掲示します。
- 災害用伝言ダイヤル（171）に避難場所を録音します。

##### 《災害用伝言ダイヤルの確認方法》

- ① 「171」をダイヤル
- ② 伝言を再生される方「2」をダイヤル
- ③ 「072-622-2095」をダイヤル
- ④ ガイダンスに従い、「1#」をダイヤル

- 「キッズビューアプリ」に連絡します。

※登録方法につきましては、別紙をご確認ください。

#### 【園児の引き渡しについて】

○地震、火災、風水害等の災害や事故、事件など（以下、災害等）により、安全に通常の保育が不可能となった場合は、園児は速やかに保護者へ引き渡す。

○代理人の場合は、担当職員と園長、複数の職員の立ち会いの元に、代理人の本人確認を行い、園児本人にも確認して引き渡す。

○保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合には、園又は避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。

### 【園業務継続可否判断について】

- 災害等の状況により、その後の園の業務が維持できるかを判断します。
- 災害等により、電話連絡等の通信手段が使用できない場合には、立て札や張り紙にて門扉、入口付近に掲示します。
- 災害等により開園できない旨を行政へ連絡します。

## 28. 児童虐待

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技能の向上に努めます。
- (2) 児童虐待の疑いが認められた場合には、児童相談所や市の相談窓口に連絡します。

\*児童相談所全国共通ダイヤル 189 (イチハヤク)

心理的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

## 29. 保険の種類

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 【園児】

三井住友海上火災保険 (株)	保育施設賠償責任保障制度
スポーツ振興センター	園での怪我等に対する保険 (保護者負担: 年額240円)

## 30. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

園児及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、退園後も継続します。

## ☆新学期準備用品について

入園、進級時に、購入又は準備していただく用品です。ばら組（1歳児）から以下の用品を準備していただいております。別添の「ひかりのくに オンラインショップ」専用アプリからの購入をお願いいたします。

尚、教材の購入手続きはアプリから行っていただきますが、教材は園から各ご家庭にお渡しいたします。

\*○印の物は、入園・進級時に必ず購入していただきます。（園指定の用品です。）

\*▲印の物は、入園時に購入いただき、必要（サイズ変更、破損等）に応じて、買い替えを行ってください。年度途中での買い替えも可能です。（園指定の用品）

\*兄弟関係等で▲印をお持ちの方は、必要に応じて新たに購入してください。

用品名		価格	ばら 1歳児	さくら 2歳児	こすもす 3歳児	ひまわり 4歳児	すみれ 5歳児
UVカラー帽子 (L寸+200円)		970	○	▲	▲	▲	▲
粘土		450		○	▲	▲	▲
粘土ケース		310		○	▲	▲	▲
粘土板		690		○	▲	▲	▲
クレパス16色		710		○	▲	▲	▲
はさみ	右用	530		○	▲	▲	▲
	左用	530		(○)	(▲)	(▲)	(▲)
体操服	半袖	1,900			○	▲	▲
	半ズボン	1,950			○	▲	▲
	長袖	4,100			○	▲	▲
	長ズボン	3,900			○	▲	▲
お道具箱		450			○	▲	▲
ハイ・マーカー8色		980			○	▲	▲
のり		140		○	▲	▲	▲
自由画帳		320			○	▲	▲
せんのワーク②		410				○	
あいうえおとすうじ		410					○
鍵盤ハーモニカ 唄口		430					○
なわとび		480				○	▲

※ハイ・マーカー単色（1本120円）につきましては、園で購入可能です。

1号認定教育・保育の提供に要する実費と預かり保育に係る利用者負担金

項目	対象園児	金額
学用品費	3歳児～5歳児	クラス毎で相当額
主食費		月額 2,000円
副食費		月額 5,900円
おやつ費		日額 40円
15時00分以降の利用 希望の場合		月額上限 800円
スポーツ振興会費		年額 295円
ECC		月額 500円
音楽指導料		月額 300円
雑費（ペーパータオル代）	月額 300円	
預かり保育料	7時00分～9時00分	10分ごと 250円
	13時30分～16時30分	10分ごと 250円
長期休業期間中の利用料	9時00分～13時30分	1日 1,000円

2号、3号認定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	対象園児	金額
主食費	3歳児～5歳児	月額上限 2,000円
副食費		月額上限 6,700円
ECC		月額 500円
音楽指導		月額 300円
雑費（ペーパータオル代）	全園児	月額 300円
スポーツ振興会費		年額 240円

1) 保育標準時間認定の延長時間と延長料金（18時～19時）

迎え時間	18時00分～19時00分
日額	10分ごと250円 月額上限10,000円

2) 保育短時間認定の延長時間と延長料金（朝7時～8時30分、夕方16時30分～19時）

送り時間	7時00分～8時30分、16時30分～19時
日額	10分ごと250円 月額上限10,000円

## 保健室より

- ・年間、内科検診・歯科検診は全園児、聴力検査(3～5歳)、視力検査(3～5歳)・尿検査(3～5歳)を実施します。

内科検診・歯科検診は専門医が来られます。

検診での診断はできませんが、何か聞きたいことがありましたら検診前までに、看護師に声をおかけください。

- ・毎月全クラス身体測定(身長・体重)を実施します。
- ・身体測定・各種検診の結果は、「キッズビューアプリ」よりご確認ください。

### \*気管拡張テープについて

自宅からテープを貼って登園される場合は、必ずテープの上から再度はがれない様にばんそうこう等で固定してから登園をお願いします。(剥がれると子どもが口にすることがあります)

また、登園時に必ず職員にテープを貼っていると声をおかけください。

### \*園でのけがについて

- ・洋服等に血液が付着した場合、感染予防のため洗わずビニール袋に入れて持ち帰ります。

※病院の受診が必要と判断した場合は、保護者の方に連絡を入れ、けがの状況を説明し、受診する事を伝えてから病院に行きます。

帰園後、医師の診断結果を、保護者の方に連絡を入れお伝えします。

けがの状態によっては、保護者の方にも病院に来ていただく場合もあります。また、保護者の方には、受診した医療機関に、マイナンバーカードをご持参いただき、治療費の清算をお願いいたします。

### \*手足の爪について

お子さんの爪はこまめに切ってください。

本人だけでなく、他のお子さんを傷つけてしまうこともありますので、ご協力をお願いします。

### \*発熱や感染症について・・・P.6～8

園での投薬・予防接種について・・・P.9をご覧ください。

# 意見書

あいの三島こども園園長 宛

児童名 （ ）

病名 (該当する番号に○印をつけてください)	1 麻疹（はしか）	2 インフルエンザ
	3 風しん	4 水痘（水ぼうそう）
	5 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	6 結核
	7 咽頭結膜熱（プール熱）	8 流行性角結膜炎
	9 百日咳	
	10 腸管出血性大腸菌感染症（ O157・O26・O111 等 ）	
	11 急性出血性結膜炎	
	12 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
	13 その他（アデノウイルス感染症・	等）

年 月 日から症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

# 登園申出書

あいの三島こども園園長 宛

児童名 （ ）

病名 (該当する番号 に○印をつけて ください)	1	溶連菌感染症	2	マイコプラズマ肺炎
	3	手足口病	4	伝染性紅斑（りんご病）
	5	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）		
	6	ヘルパンギーナ	7	RSウイルス感染症
	8	帯状疱疹	9	突発性発疹
	10	伝染性膿痂疹（とびひ）		
	11	その他（細菌性胃腸炎・ 等）		

（医療機関名） \_\_\_\_\_ において

症状が回復し、集団生活に支障がないと診断されましたので、登所します。

年 月 日

（保護者名） \_\_\_\_\_

## あいの三島こども園駐車場利用についてお願い

### ◆ お仕事で車を使用する方のみ、駐車場の利用を許可します。

その際、勤務先に『車通勤証明書』の必要事項を記入していただき、園に提出をお願いします。  
提出していただきましたら、『駐車場利用許可証』をお渡しします。

(保護者の方それぞれお仕事で車を使用されるようであれば、必要な方の提出をお願いいたします。)

※尚お仕事が休み、懇談、行事等の駐車場利用はお断りします。

但し、この要件に無く、自動車での送迎が必要になった場合は、必ずご相談ください。

※天候に関わらず、『駐車場利用許可証』を持っていない方の駐車場利用はお断りします。

### ◆ 駐車場を利用される際、必ずダッシュボードの上等の見える場所に『駐車場利用許可証』を置いて、見守りの方に確認をしてもらってから園内に駐車してください。

◆ 園内は必ず徐行運転をし、駐車の際はエンジンを切ってください。

◆ 駐車場内は、必ずお子さんと手をつないで、目を離さないでください。

◆ 駐車場内での事故・盗難・車両被害等、及び車両内の貴重品やその他積載物に関する損害については、賠償の責任を負いかねます。又、利用者様同士のトラブルは、双方で解決していただきますよう、重ね重ねお願いいたします。

◆ **近隣のコンビニエンスストア、住宅前の縦列駐車はしないでください。**

◆ お迎えに来られた時点で、駐車場内が満車で18時00分までに入れない場合、園にご連絡ください。こちらでご連絡をいただいた時間を入力いたします。

駐車場の混雑緩和にご協力いただき、長時間の駐車はお控えください。

◆ ルールを守っていただけない場合、駐車場利用をお断りさせていただくことがあります。

◆ 駐車場利用の必要がなくなった際は、速やかに許可証の返却をお願いいたします。

◆ 1年ごとに『車通勤証明書』の提出をお願いします。提出していただきましたら、使用中の『駐車場利用許可証』と引き換えに、新しい色の『駐車場利用許可証』をお渡しします。

新しい『駐車場利用許可証』に変わりましたら、使用中の『駐車場利用許可証』を使つての駐車場利用はお断りします。(毎年『駐車場利用許可証』の色は、変わります。)

必ず返却してください。